

振替輸送関連規則新旧対照表

現行			改定		
<p>【振替輸送の取扱範囲】</p> <p>第4条 この振替輸送の取扱いをする範囲は、当社、大阪地下鉄、阪急京都線（千里線含む）、阪急宝塚線（箕面線含む）、京阪、大阪モノレールが運行不能となった場合において、既に同区間に有効な乗車券を所持する旅客に限る。なお、乗車券は運行不能となる前に購入した場合に限るものとし、下表のとおりとする。</p>			<p>【振替輸送の取扱範囲】</p> <p>第4条 この振替輸送の取扱いをする範囲は、当社、大阪地下鉄、阪急京都線（千里線含む）、阪急宝塚線（箕面線含む）、京阪、大阪モノレールが運行不能となった場合において、既に同区間に有効な乗車券を所持する旅客に限る。なお、乗車券は運行不能となる前に購入した場合に限るものとし、下表のとおりとする。</p>		
券種	乗車券の状態		券種	乗車券の状態	
	入場前	入場後		入場前	入場後
普通券	×	○	普通券	×	○
回数券	×	○	回数券	×	○
定期券(IC 定期券含む)	○	○	定期券(IC 定期券含む)	○	○
IC 証票乗車券	×	×	IC 証票乗車券	×	×
団体券	○	○	団体券	○	○
企画券	×	○	企画券	×	○
			タッチ決済媒体	×	×